

令和 4 年 11 月

あじさい団地のお客さまへ

松江市ガス局

原料費調整制度に基づく令和 4 年 12 月検針分のガス料金について

日頃より、当市ガス事業に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先月もご周知いたしましたとおり、原料費調整制度の変更につきまして、令和 4 年 9 月議会で条例改正を行い、令和 4 年 11 月 1 日付で簡易ガス小売供給約款の内容を一部変更し、令和 4 年 12 月検針分（11 月ご使用分）より適用いたしますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、「基本料金」及び「基準単位料金」の変更はございません。

また、今回の変更において、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

■料金計算例（令和 4 年 12 月検針分料金で比較）

◎月 10 m³ご使用になる一般契約のお客さまでの差額（税込）

変更前		変更後	
基本料金 (A)	1,430.00 円	基本料金 (A)	1,430.00 円
従量料金 (B)	4,397.50 円	従量料金 (B)	4,397.50 円
料金計 (A+B)	5,827 円	料金計 (A+B)	5,827 円
	※円未満切捨て		※円未満切捨て
消費税等相当額 (C)	582 円	消費税等相当額 (C)	582 円
合計金額 (A+B+C)	6,409 円	合計金額 (A+B+C)	6,409 円
【差額】 令和 4 年 12 月検針分につきましては、変更による影響はありません。			

【お問合せ先】
松江市ガス局
営業総務課 営業推進室 料金グループ
TEL：0852-21-0012